日本勞働總同盟
會長 鈴木文治
二十二組合代表者
青柿善一郎様

關東評議會の回答書及び造機船工勞働組合よりの詰問書に對しても同様の回答があつた。
更に本月二十八日大阪聯合會委員會に於ては、西尾、塚本氏及び其他大阪聯合會に所屬せる當面の責任幹部は己々其責任ある地位を退く旨を申出でるに及んだ。
以上が今日に至る迄の經過の内容である。
そこで我等は此問題に對する我等が組合の見解、及態度を明かにするであらう。

# 我等の見解と態度

除名派が大會に於て形勢不利と看て取つた結果、これを一度は引込め、今度は中央委員會に於て處斷せんとした、六名除名の直接の動機となつたものは、前述せる如く、大會議場に於ける質問と討論である。

元來、勞働組合は思想團體ではなくて、勞働者が主として經濟上に於ける階級的利害の一致に依り、結束して資本家階級と日常の部分的利益の獲得のために抗爭しながら、無産階級解放の終局の目的に向つて、一歩一歩進む所の團體である以上、その内部に諸種の思想的傾向を有する者の存在することは當然であり、むしろ是等を包容するところに組合の本領があるのである。

斯ような勞働組合の職分は、其組合員に思想の自由を許してゐるのである。

然るに異なれる組合員の上に異なれる意見が充分に、公然と論議される機會が與へられず、或一部の最高幹部の意志のみが傳統的精神として（階級社會に於ける支配階級的思想の如く、傳統的精神―として）常に一般組合員に強制され、これに同意服從せぬものは、悉く組合から放逐すると云ふが如きは、勞働組合本來の使命と職分を全然忘却し去つた、組合の發展を阻害する所の幹部の官僚主義化であり墮落の極致である。

勞働組合が發展し、運動が大衆化するに從つて如何なる戰術か、何故に採用されるかは、あく迄も勞働大衆自身に依つて徹底的に論議され、理解せられる必要がある。

無産階級運動が、無産階級自身の直接の參加に依つて行はれる大衆運動である以上、これは最も重要な、必要缺くべからざることである。

大會議場に於ける質問と討論は、斯ような主旨の下に行はれたのであつた。然るにこれが除名の動機、又は一理由となつたことは、彼等の官僚化と墮落が既に醫し難き程度に迄押進んでゐる事を證明するものである。

## 所謂六名除名の根本理由

然し今斯ような質問と討論が除名の理由としてよしや是認されると假定しても（斯ような假定は絶對に許されぬ事は云ふ迄もないが）この質問と討論に加はらなかつた、山本懸藏君、又は代議員でなかつた渡邉、杉浦君等は遺憾ながら除名の光榮に浴することは出來ぬ。

これ丈では誰が考へても六名の除名の理由とならぬことは明かである。そこで除名派幹部が、除名の根本的理由として、曾く自派のブルヂョア新聞に發表し、自派の組合員に宣傳し除名に賛成せしめるべく煽動した事は「被除名者が共産黨と關係し、其指導の下に總同盟を乘取らんとしてゐる」と云ふことである。

斯くの如く、自己の墮落と官僚化を蔽はんがために組合運動本來の精神に立脚して、行動するものを悉く、共産黨員呼はりをするが如きは、特に日本の現狀に於て許すべからざる無産階級道徳上の罪惡であり、彼等が總同盟を御用組合に墮落せしめるがために、努力してゐる事を證明するに足るものである。

除名派幹部が、治安維持法反對運動を中央委員會に於て阻止せんとしたのは最早怪しむに足らぬ。現に彼等は政府に代つて組合内部に治安維持法を強制しつゝあるではないか！

## 總同盟の規約を無視した彼等の態度

彼等は總同盟の主義綱領を曲解すると同時に、其規約すら全然無視しつゝあるのである。

例へば、大阪出身の中央委員が、二十七日中央委員會に於て除名を提議する事を豫期して居ながら、地方的活動の主體であり、然かも被除名者中二人迄も大阪聯合會所屬組合員であるに拘らず、此問題に對する聯合會委員會の意志を問ふこともせず、自己の屬する機械勞働組合に於てのみ、再三委員會を召集し、除名に賛成せしめるがために姑息な手段を構じたるが如きは、中央委員の選擧區を無視し、あたかも中央委員が一組合の代表者たるかの如き振舞ひであつて、これは總同盟の組織、民主的中央集權の組織を蹂躪したものである。

或は又、昨年關東同盟内に起つた除名問題に對してはこれを關西同盟會理事會で問題にしておきながら、理事會が議事件に對して彼等に有利な決定をなさなかつたのを見て、今回の除名問題は、被除名者の三名迄もが關西同盟所屬組合員であるに拘らず、理事會はさておき、同盟會長に對してすら、一度も相談せなかつた事等は、如何に彼等が、專制獨裁者化しつゝあるかを證明してゐる。

## 刷新運動の目的

我等と彼等の根本的差異、彼等が我等に除名を以つて、或は評議會解散を以て戰を挑み、我等も亦總同盟刷新のために、蹶起するに致つたのは彼等の斯くの如き墮落と官僚化が、そしてこれに盲從せぬ組合員を除名せんとするが如きことが、勞働運動本來の精神に立脚したものであるか、又は方向轉換の具體化か否かと云ふ點にある。

我等が中央委員會に對して臨時全國大會開催を要求したのはこれ等の問題を徹底的に論議し更に斯くの如き紛擾を再び繰返へすが如き根源を排除せんがために外ならぬ。

そして、これは我等の組合が更に中央委員會に提出した決議文の示す如く、一、第三日目議案規約其他の審議（改正）二、中央委員選擧法の改正、一、關東地方評議會と同盟會との問題に關する審議、一、責任幹部の引責辭職等に依つて實現されるのである。

今回の事件に對する責任最高幹部の中數人は兎にも角にも引責辭職をせずして居る。けれども其前に一切の問題を解決するため臨時大會を開催すると云ふことは如何なる場合、少くとも今日の中央委員會のなすべき、殘された所の唯一の職責であらねばならぬ。

我等は斯くの如き見解を有するが故に、中央委員會に對して記述せる如き決議文を提出したのである。

全國に於ける總同盟加盟組合員諸君、我等は諸君が、我總同盟を憶ひ、其健實な發展を望まれるが故に今回の事件に對して憂慮されてゐることを考へ、敢て、問題の眞相を公表すると共に、我等の採り來れる態度と今後の方針を明かにし、以て諸君の公正なる批判と併せて御諒解を得んと欲した次第である。

大正十四年四月　日

東京
關東地方評議會
關東鐵工組合
時計工組合
關東印刷勞働組合
東部合同勞働組合
北部合同勞働組合
横濱合同勞働組合
沼津合同勞働組合

名古屋
造機船工勞組合
中部交通勞働組合
中部合同勞働組合
名古屋機械技工組合

京都
京都聯合會
京都電機工組合
京都染物勞働組合
京都合同勞働組合
京都木材勞働組合

大阪
大阪印刷勞働組合
大阪電氣勞働組合

神戸
神戸聯合會
神戸機械造船勞働組合
神戸印刷勞働組合
神戸合同勞働組合
神戸ゴム工組合
鐵道工組合
港內勞働組合

岡山
岡山縣勞働組合
岡山足袋ゴム工組合